

●香川県告示第517号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第5項により公示する。

平成21年11月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区
計画番号区第1号（かき垂下式養殖業）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高松市屋島東町潟ノ内北西部地先

イ 点の位置

基点A 屋島東町宮ノ窪洲鼻（旧防砂堤跡）

” B 庵治町ハジキ鼻

” C 屋島台頂北端

” D 庵治漁港王ノ下旧突堤灯台

点 イ AからB見通し線上Aから50メートルのところ

” ロ AからB見通し線上Aから300メートルのところ

” ハ CからD見通し線上最大高潮時海岸線からDへ50メートルのところ

” ニ CからD見通し線上最大高潮時海岸線からDへ300メートルのところ

” ホ イからハ見通し線上イから350メートルのところ

” ヘ ロからニ見通し線上ロから350メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロヘ、ヘホ、ホイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 高松市庵治町・屋島東町・屋島中町・屋島西町

2 免許予定日 平成22年1月1日

3 免許の存続期間 平成22年1月1日から平成25年12月31日まで

4 免許申請期間 平成21年11月24日から同月25日17時まで